平成２４年（フ）第６６３号
横浜市中区初音町３丁目49番地１　クリオ黄金町607号室
債務者　見目　静子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６８号
横浜市港南区日野２丁目22番63―105号
債務者　吉田　茉莉
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８２号
神奈川県藤沢市善行２丁目26番地の18　クエスタ・デル・ラモスⅡ303
債務者　木下　栄子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９８号
東京都多摩市鶴牧５丁目40番地３―502
債務者　岡田　美樹
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３０８号
東京都昭島市郷地町３丁目10番８―408号
債務者　佐藤　政幸
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５４号
静岡市清水区蜂ヶ谷464番地　蜂ヶ谷団地３棟320号
債務者　山下　妙子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８号
東京都町田市原町田１丁目18番15号セレスコート101
債務者　佐藤　寛之
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２９５号
東京都町田市木曽東３丁目16番22―107号
債務者　廣瀬　治彦
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６８２号
横浜市青葉区梅が丘30―１　サンローズマンション306、住民票上の住所横浜市青葉区荏田北１丁目２番地５　江田ロビニア407号室
破産者　及川　早里
1　決定年月日　平成24年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３６号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪4254番地の３
破産者　宏亜工業こと　倉又　清熙
1　決定年月日　平成24年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６３７号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪4254番地の３
破産者　倉又　清秀
1　決定年月日　平成24年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始の取消決定確定

平成２３年（ラ）第１０７７号（原審大阪地方裁判所平成２３年（フ）第５０３７号）
大阪市西区北堀江１丁目１番23号
破産者　株式会社昌起
1　主文　原決定を取り消す。
相手方の抗告人に対する破産手続開始の申立てを却下する。
2　決定確定日　平成24年３月30日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１２３２号
京都府亀岡市**蒔**田野町柿花三十代36番１
破産者　光陽プリント株式会社
1　決定年月日　平成24年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８００号
埼玉県坂戸市中富町72番地12　シティーパレス中富Ⅰ―105号室
破産者　菊池　康之
1　決定年月日　平成24年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２１号
石川県輪島市大野町糸作91番地
破産者　大宗　　弘
1　決定年月日　平成24年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第５４３３号
大阪府高槻市宮之川原元町９番１号
破産者　平田　英治
1　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
2　一般調査期日　平成24年６月７日午後３時30分
平成24年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部